

指定工事店の皆様へ

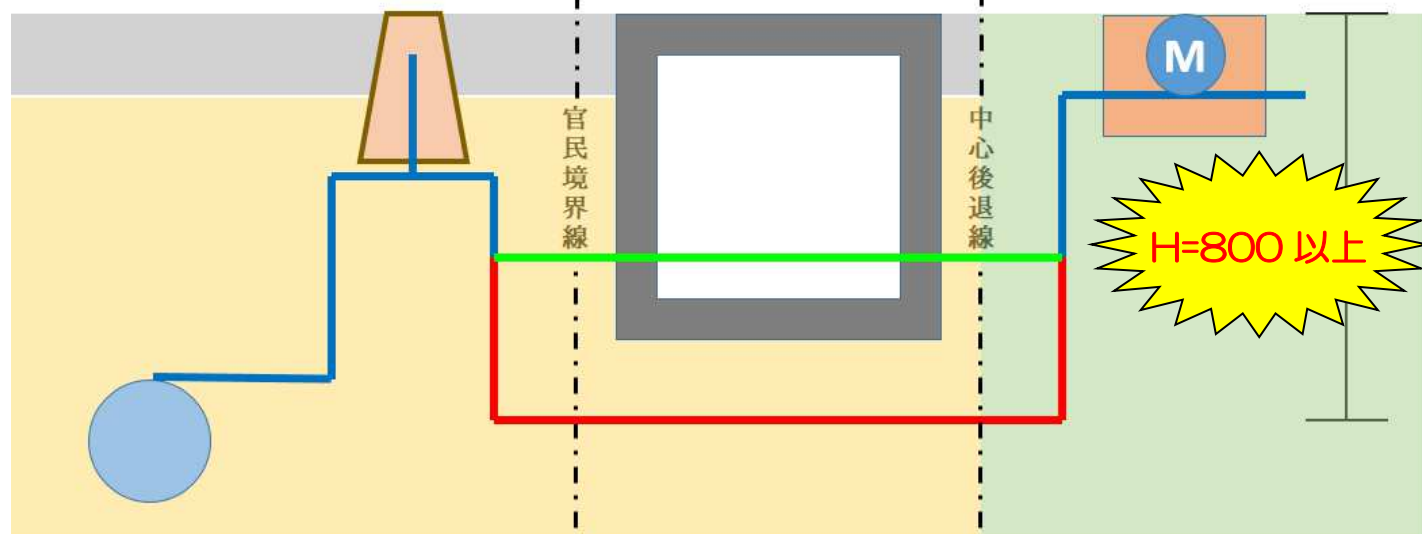
- ★新築時の給水管埋設深さに基準ができます
- ★PP1層式の既設流用ができなくなります
- ★既設給水管撤去が原因者負担(施工)に変わります

★中心後退が決まっている場合の新設給水管埋設深は $H=800$ 以上で布設してください。
狭あい等、街渠工事時に埋設深が足りていない場合は、新設給水管施工業者で手直しとなります。

★PP1層式(目安: H6年以前)の既設給水管の流用は原則認めません。
水道局にてPP2層式に変更しますので、工期に余裕をもって申請してください。

★水道局で行っている、開発の一部や新築に伴う既設給水管の撤去については原因者負担になります。
原因者で、申請(占用・道路使用等)から舗装復旧まで、すべての工事をおこなってください。

新築時の給水管埋設断面図 (例)



宅地引き渡し後、狭あい事業等の街渠工事で新設した給水管が支障になり、移設が発生しています。
移設工事に伴い新築土間を撤去し部分復旧を行うなど、お住まいの方にご迷惑がかかっています。
ご理解のほどよろしくお願いします。

狭あい等街渠工事で給水管が移設になった場合、
基準の $H=800\text{m/m}$ 以上の埋設がなされていない場合については、
新設給水管布設業者にて、移設していただきますのでご注意ください。

$H=800\text{m/m}$ 以上で移設が必要になった場合は、水道局で移設工事を行います。

お問合せ

明石市水道局管路維持係
☎078-918-5211

明石市水道局給水係
☎078-918-5067

◆月～金曜日午前9時～午後5時30分

※土日、休日及び年末年始(12/29～1/3)はお休みです。